

「神戸の新品」認定制度に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第4号の規定に基づき、新品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合における事務処理に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の2及び神戸市契約規則（昭和39年規則第120号）第25条の2第2項並びに地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第53条及び神戸市水道局契約規程（昭和39年水規程第9号）第21条の3第2項、神戸市交通局契約規程（昭和51年交規程第15号）第26条第2項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 本事業において認定を申請できる者は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 本市内に事業所を置く中小企業（（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する者）、又は個人事業者
- (2) 本市内に事務局を置く中小企業団体又はその構成員

(新品の要件)

第3条 本事業の対象となる新品は、商品化後概ね5年以内の商品で、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 商品の基本特性に特許が登録されているもの
- (2) 「KOBE ドリームキャッチプロジェクト」の認定を受けたビジネスプランに基づいて開発したもの
- (3) 神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合の投資対象になった事業に基づき開発したもの
- (4) 市又は市から委託ないし補助を受けて企業の新品開発等を支援する機関・団体からの助成や支援を受けて開発したもの
- (5) 市内の大学との共同研究開発によるもの
- (6) 他の普通地方公共団体において地方自治法施行規則第12条の3の2第1項に基づく認定を受けたもの
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

(認定基準)

第4条 本事業の対象となる新品は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通

念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの

- (2) 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (3) 当該商品の生産等の実施方法、実施に必要な資金の額、及びその調達方法が、新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切であると認められるもの
- (4) 実施計画が公序良俗や関係法令に違反しないもの、又はそのおそれがないもの

(認定申請)

第5条 認定を受けようとする事業者は、別に指定する期間内に、認定申請書（様式第1号）及び実施計画（様式第2号）を市長に提出する。

2 前項の申請書には次の書類を添付する。

- (1) 定款及び登記事項証明書（法人に限る）
- (2) 最近二営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書（これらの書類がない場合にあっては最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）
- (3) 市税及び消費税の納税証明書
- (4) その他新商品に関する資料

(事業者の認定)

第6条 市長は、本要綱の規定に適合すると確認した事業者について、認定を行うものとする。

2 市長は、事業者を認定したときは、認定書（様式第3号）を交付するものとする。

(認定期間)

第7条 認定の有効期間は、認定した日から起算して5年間とする。

(変更申請)

第8条 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 新商品の生産等の目標
- (2) 新商品の内容
- (3) 新商品の生産等の実施時期
- (4) 新商品の生産等の実施方法
- (5) 新商品の生産等の実施に必要な資金の額及びその調達方法（資金の額を2割以上変更する場合に限る。）

2 市長は、前項の申請に対し、申請内容を承認すべきものと認めるときは、変更承認書（様式第5号）により通知するものとする。

(報告)

第9条 市長は、必要があると認められるときは、認定事業者に対し実施計画の遂行状況について報告を求めることができる。

- 2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取り消し）

第10条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定事業者又は実施計画が本要綱の規定に適合しなくなったと認められるとき
- (2) 認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき
- (3) 認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき
- (4) 認定事業者が第9条第1項に規定する変更申請又は前条に規定する報告を行わないとき

- 2 前項の規定による認定の取り消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

（認定後の事務等）

第11条 市長は、認定事業者及び認定事業者が生産・提供する新商品（以下「認定商品」という。）について、情報提供に努めるものとする。

- 2 市の各機関は、認定商品の購入にあたって、他の法令等に反しない限り、見積書を徴する相手方を認定事業者に限ったうえで随意契約によることができる。

（庶務）

第12条 この要綱の運用に関する事務については、経済観光局経済部経済政策課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年10月6日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。